

## ○自動車の保管場所証明等事務の取扱いについて

令和8年3月17日  
道本交規第4522号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
自動車の保管場所証明等事務については、「自動車の保管場所証明等事務の取扱いについて」（令7. 3. 24道本交規第4441号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、保管場所証明等に関する申請書等の全国統一化及び警察署の統廃合に伴う所要の見直しを行い、令和8年4月1日から下記のとおり運用することとしたので、適正かつ円滑な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

### 記

#### 1 目的

この通達は、「自動車の保管場所証明等事務取扱要綱の制定について」（令和8. 3. 17道本交規第4521号。以下「要綱」という。）第9に基づき保管場所の確保に係る証明（以下「保管場所証明」という。）、保管場所の届出（以下「保管場所届出」という。）及び保管場所の変更届出（以下「保管場所変更届出」という。）に関する事務についての細部事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

#### 2 保管場所証明申請（OSS申請に係るものを除く。）の受理等

##### (1) 保管場所証明申請の受付

- ア 保管場所証明の申請に関する書類（以下「申請書類」という。）は、原則として当該申請に係る自動車1台ごとに提出させること。
- イ 行政書士法（昭和26年法律第4号）に基づく行政書士による申請については、申請者からの委任状を確認し、代理申請として受け付けること。
- ウ 申請書類の提出者は、申請者若しくは申請者の代理人（以下「申請者等」という。）又は申請者等から依頼を受けた使者のいずれでもよい。
- エ 要綱別添1の自動車保管場所証明申請書（以下「証明申請書」という。）の車台番号欄が空欄のまま申請されたものについては、有効なものとして受理すること。

##### (2) 申請書類の点検項目

- ア 申請書類の訂正箇所は二重線等で訂正されているか。
- イ 保管場所の位置は自署管内か。
- ウ 要綱別添4の保管場所使用承諾証明書（以下「承諾書」という。）の使用者が証明申請書の申請者と同一となっているか。  
なお、保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面として、契約書等が提出されたときは、その権原を有すると認めることができるものか。
- エ 保管場所の所在図は、保管場所付近の道路、駅、学校等目標となる建物、使用の本拠の位置と保管場所の位置との間の距離、方位等が明示され、必要事項が記載されているか。

オ 保管場所の配置図は、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空き地及び道路が表示され、保管場所の平面の寸法及び保管場所に接する道路の幅員が記載されているか。

カ 添付された書類では保管場所としての使用権原を疎明できない場合又はいわゆる「車庫飛ばし」等の違法行為の疑いがある場合は、必要により駐車場貸借契約書、駐車場料金の領収書、家賃、公共料金の領収書等、保管場所として使用する権原を疎明する書面の提出を求め、当該申請に対する疑義を明らかにすること。

### (3) 書類の訂正

自動車保管場所証明書（以下「証明書」という。）交付前の書類の訂正については、次のとおりとする。

(ア) 申請書類の訂正は、訂正したことが明らかとなるよう、訂正箇所を二重線等で訂正させること。ただし、訂正後の記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載し再提出するよう教示すること。

証明書の訂正箇所には、署長印を押印するなど、記載内容の真正性確保に留意すること。

(イ) 行政書士による代理申請の場合は、訂正権限が委任されていることを確認した上で、訂正させること。

なお、訂正権限が委任されていることが確認できないときは、申請者本人に訂正させること。

(ウ) 承諾書は、承諾者本人以外は訂正できないことを教示すること。

### (4) 申請の受理

申請書類に不備等がないときは、証明申請書2通のそれぞれに北海道警察文書管理規程（平成27年警察本部訓令第6号）に定める文書收受印（以下「受付印」という。）を押印し、受付年月日を記入するとともに、証明申請書に受理番号を記入すること。

### (5) 申請書類の一括受理

申請者が同一で、使用の本拠の位置及び保管場所の位置が同一である複数台の車両に係る申請が一括して提出された場合は、要綱第3の表に掲げる添付書類は各1通とすることができる。

### (6) 再申請の受理

既に交付済の証明書（以下「旧証明書」という。）の内容と本質的な変更を伴わないもので、かつ、旧証明書の発行日から2ヶ月以内の申請については、再申請として受理することができる。この場合において、要綱第3の表に掲げる添付書類は、旧証明書を添付することにより省略することができる。

### (7) 証明書の交付予定月日の告知

申請書類を受理したときは、証明書の交付予定年月日を告知すること。

## 3 保管場所の現地調査要領

(1) 要綱第6の4及び第8の3に定める保管場所証明の現地調査は、次の要領により

実施すること。

ア 保管場所に立ち入る場合は、警察手帳その他身分を証する書面を提示するなど、身分及び目的を明らかにし、相手方の承諾を得るとともに、できる限り申請者等の立会を求めた上で立ち入ること。

イ 現地調査に当たっては、次の事項について調査し、保管場所の確保の有無を確認すること。

(ア) 保管場所の位置

使用の本拠の位置から直線距離で2キロメートルを超えないものであること。

(イ) 保管場所の広さ

保管場所証明申請に係る自動車の全体を収容できるものであること。

(ウ) 保管場所に通ずる道路

a 道路から保管場所に安全に出入りできるものであること。

b 当該道路が道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路である場合は、保管場所証明申請に係る自動車について、車両制限令（昭和36年政令第265号。以下「制限令」という。）の規定に抵触しないこと。ただし、道路法第47条の2第1項又は制限令第12条の規定により、道路管理者が申請に対して、特殊車両通行許可証又は特殊車両通行認定書を交付することが明らかな場合は、この限りでない。

c 当該道路が道路法第2条第1項に規定する道路以外の道路である場合は、保管場所証明申請に係る自動車が適法かつ安全に通行できるものであること。

d 当該道路が道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条による自動車の通行禁止の交通規制が行われている道路である場合は、署長が通行を許可するやむを得ない事由があること。

(エ) その他

a 保管場所が消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、自然公園法（昭和32年法律161号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）等により、保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所である場合は、保管場所として認めないこと。

b 保管場所が倉庫、展示場、作業所等他の目的に使用される部分である場合は、保管場所として認めないこと。ただし、保管場所としての空間が柵、鋸、区画線等により、常時確保されていることが明らかな場合は、この限りでない。

(2) 現地調査の結果、保管場所の確保について疑義がある場合は、関係者に対して質問を行うほか、必要により再調査を行うこと。

(3) 現地調査を行った場合は、その結果について、自動車保管場所現地調査報告書（別記第1号様式）を作成すること。

また、保管場所調査業務の委託調査員から、現地調査結果について不相当と報告された保管場所証明申請については、警察職員による再調査を行い、その結果を自動車保管場所申請取扱結果報告書（別記第2号様式。以下「取扱結果報告書」とい

う。)を作成すること。

#### 4 証明書の交付等（OSS申請に係るものを除く。）

##### (1) 証明書の交付

保管場所を確保していると認めるときは、証明書を作成し交付すること。ただし、車台番号欄が空欄のまま受理した申請については、車台番号が確定するまで証明書の交付は行わないこと。

なお、証明書を交付するときは、第三者への誤交付防止に配慮すること。

##### (2) 保管場所を確保していると認められない場合の措置

###### ア 不可処分理由書の交付

保管場所を確保していると認められないときは、証明書を交付しない理由を明らかにするため、取扱結果報告書及び不可処分理由書（別記第3号様式）を作成し、警察署長まで決裁を受け、当該証明申請書の右上部欄外の余白に「不可」と朱書きした上で、申請者等に交付すること。ただし、申請者等が受取を拒否したとき又は申請者等が来署しないときは、証明書を交付しない理由を口頭で伝達すること。

また、申請者等から証明書の交付が必要なくなった旨の連絡を受けたときも同様とする。

###### イ 審査請求及び取消訴訟に関する教示

不可処分理由書を交付するときは、申請者等に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に規定する審査請求に関する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）第46条に規定する取消訴訟に関する教示を行うこと。

###### ウ 申請書類の返却

不可処分を受けた申請者等から申請書類の返却の要求があった場合は、申請書類の写しを作成の上、証明申請書及び添付された書類を返却することができる。この場合において、返却した書類の写しは当該申請に係る北海道収入証紙（以下「収入証紙」という。）が貼付された証明申請書及び取扱結果報告書とともに保管すること。

また、当該申請に係る収入証紙が貼付された証明申請書については、返却しないこと。

#### 5 証明書の再交付

##### (1) 証明書再交付申請の受理

証明書の盗難、遺失、汚損等による再交付の申請については、当該証明書と同一内容の証明書となることを申請者等に教示し、証明申請書2通を提出させ受理すること。

この場合、要綱第3の表に掲げる添付書類の提出は不要とする。

##### (2) 証明書の再交付

証明書を再交付する場合は、証明書の右上部欄外の余白に「再交付」と黒又は青色で記載し、交付すること。この場合において証明年月日及び受理番号は先に交付

した証明書のとおりに記入すること。

なお、手数料は不要とする。

## 6 保管場所届出及び保管場所変更届出

### (1) 保管場所届出及び保管場所変更届出の受付

保管場所届出及び保管場所変更届出（以下「届出」という。）は、要綱別添2の自動車保管場所届出書（以下「届出書」という。）及び添付書類の提出を受け、2の(1)のアからウに準じた取扱いを行うこと。

### (2) 届出書類の点検

書類の点検は、2の(2)に準じて行うこと。

### (3) 届出書類の受理

届出書類に不備がない場合は、届出書に受付印を押印し、受付年月日及び受理番号を記入すること。

### (4) 届出書類の一括受理

届出書類の一括受理は、2の(5)に準じて行うこと。

## 7 OSS申請の受理等

### (1) OSS申請の受付

ア 窓口開設時間帯は、保管場所システムを常に起動させ、OSS申請の有無を確認し、申請があったときは、自動車保管場所証明申請書、自認書、承諾書、所在図、配置図等を出力すること。

イ 申請内容の点検は、2の(2)に準じて行い、補正すべきものがある場合は、保管場所システムにより補正指導を行うこと。この場合において現地調査に影響がないものと認められるときは、補正の完了を待つことなく、出力した自動車保管場所証明申請書の右下部欄外に「補正中」と朱書きした上で現地調査を行うこと。

ウ 他の警察署の管轄に係るOSS申請のデータが到達したときは、速やかに当該データを管轄の警察署に転送すること。

### (2) 保管場所証明通知の実施

保管場所を確保していると認めるときは、保管場所システムで電子署名登録をし、保管場所証明通知を行うこと。車台番号欄が空欄のOSS申請で、保管場所を確保していると認めるときは、保管場所システムから申請者等へ自動で車台番号の入力依頼が行われることから、有効なものとして処理し、車台番号入力を確認した後、保管場所証明通知を行うこと。

### (3) 保管場所を確保していると認められない場合の措置

保管場所を確保していると認められないときは、OSS申請を却下する理由及び経緯を明らかにするため、取扱結果報告書を作成し、警察署長まで決裁を受け、保管場所システムによりOSS申請を却下する旨の通知を行うこと。

### (4) 証明可否の通知時の留意事項

証明可否の通知を行った後は、当該証明の訂正及び入力内容の修正ができないことに留意すること。

## 8 保管場所証明等に係る事務処理簿の作成

- (1) 申請の受理に当たっては、保管場所システムにより自動車保管場所証明書交付事務処理簿（別記第4号様式）を出力し、経緯を明らかにしておくこと。
- (2) 自動車の届出及び自動車の変更届出の受理に当たっては、保管場所システムにより自動車保管場所届出書（新規・変更）事務処理簿（別記第5号様式）を出力し、経緯を明らかにしておくこと。

## 9 事務処理簿の点検要領

警察署の当該業務を主管する警部（警部の配置のない所属にあつては警部補）は、各月の月末までに自動車保管場所証明書交付事務処理簿（別記第4号様式）の交付年月日欄、証明書交付者欄及び証明書の交付状況を確認し、当該事務処理簿の欄外に確認日を記載して押印すること。

## 10 受理番号の構成

受理番号は、保管場所証明申請等を受理した際の12桁の番号のことであり、保管場所システムに登録する際の規則性は次のとおりである。

なお、2の(4)及び6の(3)で記入する受理番号は、次のアからエの事項を省略することができる。

ア 固定値1桁（1）

イ 警察署コード3桁（別表「警察署コード」のとおり）

ウ 年コード2桁（西暦年下2桁）

エ 申請・届出区分コード1桁（次表のとおり）

区 分	申請・届出区分コード
電子・保管場所証明申請	1
電子・保管場所届出及び変更届出	2
書面・保管場所証明申請	6
書面・保管場所届出及び変更届出	7

オ 暦年の一連番号5桁

## 11 商品車の取扱い

### (1) 自動車保管場所管理台帳の整備

自動車販売取扱業者（以下「販売業者」という。）が自動車を販売する目的に保有する、いわゆる商品中古車（以下「商品車」という。）については、販売業者に自己の保有する商品車の保管場所ごとに自動車保管場所管理台帳（別記第6号様式。以下「管理台帳」という。）を備え付けるよう協力を求めること。

### (2) 管理台帳の取扱い

- ア 管理台帳は、販売業者が保管場所ごとに2部作成し、うち1部を警察署に提出するものとする。
- イ 管理台帳には、自認書又は承諾書及び要綱別添5の保管場所の所在図・配置図を添付させること。
- ウ 管理台帳は、年度ごとに作成させるものとする。
- エ 販売業者保管の管理台帳に変更が生じたときは、その都度、販売業者が補正するものとし、警察署備付けの管理台帳については、現地調査の都度補正すること。
- オ 警察署備付けの管理台帳は、販売業者ごとに五十音別に整理分類するとともに、現地調査時に当該管理台帳を携行するなど、適切に活用すること。
- カ 同一の保管場所において同時に2台以上の現地調査を行ったときは、1通の現地調査報告書に包括して記載することができる。
- キ 商品車の収容可能台数については、おおむね次の基準によること。

車 種	幅(m)	長さ(m)	面積(m <sup>2</sup> )
普通乗用自動車	3.0	6.0	18.0
普通貨物自動車	3.5	10.0	35.0
大型自動車	3.5	13.0	45.5

## 12 手数料の確認等

### (1) 収入証紙の確認

証明申請書に貼付された収入証紙の額面が正しいか確認すること。

### (2) 収入証紙の消印

収入証紙の消印は、別に定めるところにより行うこと。

### (3) 手数料の免除

手数料免除の取扱いについては、北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則（平成12年道公安委員会規則第7号）によるものとし、手数料を免除した際は、証明書とは別の証明申請書の下部余白部分に「手数料免除」と朱書きしておくこと。

## 13 特異事案の報告

保管場所証明等の事務に係る特異な事案を認知したときは、札幌方面の警察署にあつては警察本部交通規制課に、札幌方面以外の方面の警察署にあつては各方面本部の交通課に報告すること。

## 14 事務処理の期間

保管場所証明の事務処理は、次表の処理期間内での交付に努めること。

なお、処理期間に受理日は含まないものとする。

--	--	--

種別	処理内容	処理期間
申請	証明書の交付又は証明通知	3日
再申請	証明書の交付	1日
証明書再交付申請	証明書の交付	1日

※ 別記様式は省略